

立川市環境基本条例の改正（案）

1 背景

「立川市第2次環境基本計画（平成27年）」策定以降、本市のみならず、地球規模での環境問題は大きく変化しており、それらに対応すべく立川市環境基本条例に基づき「立川市第3次環境基本計画（令和7年）」の策定を進めてきた。

一方で、立川市環境基本条例は平成12年以降、改正しておらず、気候変動問題といった近年の環境課題や社会情勢を踏まえた見直しが実施できていない。

2 目的

「立川市第3次環境基本計画」と「立川市環境基本条例」との整合性を図るとともに、環境基本条例で定める理念、責務等を明確にする。

3 主な改正内容

① 市の責務として「気候変動への適応」を追加

⇒立川市第3次環境基本計画との整合性を図るとともに、昨今の環境課題への対応

② 事業者の責務として「環境教育」を追加

⇒環境教育等促進法第10条に基づき、事業活動において、雇用する者に対し環境教育に努める旨を追加

③ 滞在者の責務に関する条文を新設

⇒多摩26市において、立川市は平日・休日ともに滞在人口率が高いということを踏まえ、通勤、観光等を理由とした滞在者における責務を明記

④ 市民、事業者及び市が協働のもと、環境の保全に努める旨を追加

⇒立川市第3次環境基本計画との整合性を図り、文言を追加

⑤ 「環境配慮行動」を「環境行動」へ変更

⇒立川市第3次環境基本計画との整合性を図り、文言を変更

⑥ 環境審議会の委員定数を変更

⇒定数や市長の部内の職員の全庁的な取扱等を踏まえ、第15期（R8.1～）より変更

環境審議会	現行条例	改正条例（案）	第14期	第15期（案）
委員定数	28人以内	15人以内	14人	13人
市民	12人以内	5人以内	5人（公募・自治連）	5人
学識経験	5人以内	4人以内	3人	3人
事業者	5人以内	4人以内	3人（東電・東ガス・商工会議所）	3人
関係行政機関	5人以内	2人以内	2人（東京都・校長会）	2人
市長の部内の職員	1人	削除	1人（副市長）	削除

4 今後の調整内容

改正内容について、本市法政担当と文言の調整を進める。

5 条例改正の時期

令和7年第3回市議会定例会（令和7年9月）において、条例改正の議案を審議する予定